

令和 8 年度佐賀県放課後児童支援員認定資格研修開催要領

1 目的

本研修は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童支援員の職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的として実施します。

2 主催

佐賀県

3 対象者

基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者

4 研修科目、日程等

別添のとおり

5 受講料

無料（テキストを購入される場合は、別途テキスト代がかかります）

6 申込方法

別紙受講申込書に必要事項を記入の上、以下の関係書類を添えてお申し込みください。

- （1）資格証等の写し（基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当することを証する各種資格証、修了証明書、実務経験証明書等）
- （2）本人確認書類の写し（住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等）

7 提出先

- （1）佐賀県内の放課後児童クラブに勤務している場合
クラブが所在する市町の放課後児童健全育成事業担当課にご提出ください。
- （2）上記以外の場合
県こども未来課（〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59）に郵送・持参によりご提出ください。

8 申込期限【県への提出期限】

令和 8 年 8 月 26 日（水） ※郵送の場合は期限日消印有効

9 研修時持参するもの

- （1）受講票（受講決定後にお送りします。）

(2) テキスト

①認定資格研修のポイントと講義概要（第3版）

（中央法規出版株式会社発刊/税込 1,210 円/ISBN978-4-8243-0004-1）

②放課後児童クラブ運営指針

③放課後児童クラブ運営指針解説書

※テキストの会場販売は行いません。受講日までに各自でご準備のうえ、当日ご持参ください。

※市町を通じて受講を申し込まれる場合は、テキストの準備方法について実施主体または運営主体にご確認ください。

※②③については、こども家庭庁ホームページに掲載されています。

（ホーム＞政策＞こども・子育て支援＞放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）＞放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関する法令・通知等＞通知＞「放課後児童クラブ運営指針の改正について（通知）」/「放課後児童クラブ運営指針解説書について（通知）」）

(3) その他筆記用具等受講に必要なもの

10 修了証

認定資格研修の全科目を履修し、レポート等の提出により放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了証を交付します。

11 留意事項

(1) 15 分以上の遅刻、早退、離席等があった場合は当該科目を履修したとは認められませんのでご注意ください。

(2) 既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について受講を免除することとします。ただし、希望者の受講を妨げるものではありません。

ア 基準第 10 条第 3 項第 1 号に規定する保育士の資格を有する者

別添の「2-④ こどもの発達理解」、「2-⑤ 児童期（6 歳～12 歳）の生活と発達」、「2-⑥ 障害のあるこどもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解」

イ 基準第 10 条第 3 項第 2 号に規定する社会福祉士の資格を有する者

別添の「2-⑥ 障害のあるこどもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解」

ウ 基準第 10 条第 3 項第 4 号に規定する教員免許状を有する者

別添の「2-④ こどもの発達理解」、「2-⑤ 児童期（6 歳～12 歳）の生活と発達」

(3) 令和 7 年度に放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証の交付を受けた場合は、上記 7 の申込書類の他に、一部科目修了証の写しも併せて提出してください。

12 問い合わせ先（委託先事業者）

特定非営利活動法人 佐賀県放課後児童クラブ連絡会

住所 〒845-0022 小城市三日月町久米 2120-2

電話 0952-37-8553 / mail planhoukago@gmail.com

13 参考：放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 第10条第3項

- 一 保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業業者等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの
- 十 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの